

練馬区職員レストラン運営委託にかかる
プロポーザル方式による業者選定募集要領

1 目的

本要領は、練馬区職員互助会が「練馬区職員レストラン」の運営を委託する最適な事業者の選定を、企画力、技術力、実績等の視点から評価するプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

練馬区職員互助会が、区職員の福利厚生および来庁した区民等への食事等の提供のために管理運営する「練馬区職員レストラン」において、飲食物の提供および本業務を遂行するうえで必要となる一切の業務とする。

3 施設概要

- (1) 所在地 練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号 練馬区役所西庁舎地下 1 階
- (2) 面積 413.48 m² (食堂フロア面積 319.42 m²、厨房面積 94.06 m²)
他、休憩室 11.50 m²
- (3) 客席数 170~180 席
- (4) 営業日 原則として、土日、祝日、年末年始を除く区役所開庁日
- (5) 営業時間 午前 11 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
※ ただし、営業開始時間の繰上げと営業終了時間の繰下げは差し支えない。
- (6) 利用人数 年間約 80,000 人 (令和 5 年度実績、夜間貸切利用者数を含む)
【参考】練馬区職員互助会員 約 4,700 人
内 練馬区役所本庁舎・東庁舎・西庁舎勤務者数 約 2,000 人
出先機関数 約 130 か所 (練馬区内)

4 契約期間

契約期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年とする。なお、契約から 3 年目の時点でモニタリングを実施し運営状況が良好である場合には、期間 3 年の契約更新を 1 回まで行う。

5 契約形態

本委託による職員レストランでの売り上げは事業者の収入とし、練馬区職員互助会から業務委託料の支払いはないものとする。

6 施設賃料・光熱水費・設備等

- (1) 施設については、練馬区職員互助会が練馬区から行政財産の使用許可を受け、事業者は無償で貸与する。
- (2) 厨房および付帯設備等については、現状の設備を無償で貸与する。また、これらの修繕にかかる費用は、練馬区職員互助会の負担とする。
- (3) 光熱水費および廃棄物処理費用は事業者の負担とする。
- (4) 販売価格の変更は、練馬区職員互助会への事前協議および承認を必要とする。

7 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 職員の福利厚生事業の一環であることを理解し、良質な食事を低廉な価格で提供できること。
- (2) 他自治体および民間会社において、職員食堂の運営業務と同一内容またはこれに類似する業務実績があり、現在も営業していること。

8 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、練馬区職員互助会が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

9 選定方法

9-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和 6 年 8 月 21 日（水）
参加申込書受付期間	令和 6 年 8 月 21 日（水）～令和 6 年 9 月 3 日（火）
現場見学会	令和 6 年 9 月 7 日（土）（令和 6 年 9 月 8 日（日））
質問書締切日	令和 6 年 9 月 13 日（金）
質問回答予定日	令和 6 年 9 月 24 日（火）
提案書類受付期間	令和 6 年 9 月 25 日（水）～令和 6 年 10 月 9 日（水）
参加辞退書締切日	令和 6 年 10 月 9 日（水）

一次審査 結果通知	令和6年10月24日(木)【予定】
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年11月13日(水)【予定】
二次審査 結果通知	令和6年11月21日(木)【予定】
準備～営業開始	令和7年4月上旬

9-2 応募方法

- (1) 応募期間 令和6年8月21日(水)～令和6年9月3日(火)午後5時まで
- (2) 応募方法 参加申込書(様式1)を用いて「13 問い合わせ先・担当」に記載のe-mailアドレスに送信する。
- (3) 受付確認 受付の翌営業日までに受付したことを個別に電子メールにて返信する。
その際、現場説明会(9-3参照)の日時等についてあわせて通知する。

9-3 現場説明会

プロポーザルへ応募した事業者は必ず出席するものとし、出席しない場合は選考の対象外とする。
ただし、現受託事業者が応募した場合は、現場説明会の出席は免除する。

- (1) 開催日時 令和6年9月7日(土)(予備日 令和6年9月8日(日))
※ 1事業者につき20分間程度とする。
- (2) 開催場所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎地下1階 職員レストラン
- (3) 注意事項 現場説明会の参加人数は、1事業者につき4名までとする。

9-4 質問回答

募集に関する質問は質問書(様式2)に内容を簡潔かつ明瞭に記入の上、つぎのとおり行うこと。

- (1) 質問期間 令和6年8月21日(水)～令和6年9月13日(金)午後5時まで
※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 「13 問い合わせ先・担当」に記載のe-mailアドレスに送信する。
- (3) 回答方法 令和6年9月24日(火)までに区のホームページに掲載する。

9-5 提案書等の提出

- (1) 受付期間 令和6年9月25日(水)～令和6年10月9日(水)の午前9時から午後5時
※ ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること(郵送は不可とする。)
- (3) 提出場所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎6階
練馬区職員互助会(総務部職員課福利厚生係内)(担当)熊谷・小池・安斎
- (4) 提出物

提出書類	提出部数
①会社概要(様式3) ※貴社が作成している会社概要および会社組織図を添付してください。	正本1部 副本8部

②法人の登記事項証明書 ※発行後3ヵ月以内の謄本	正本1部 副本1部
③法人等の定款	正本1部 副本1部
④令和3年度～令和5年度（直近の3年度）決算書類のうち、税務申告書類一式（販売費及び一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む）またはそれに代わるもの	正本1部 副本1部
⑤令和3年度～令和5年度（前年度までの3年度間）決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものの写し）	正本1部 副本1部
⑥令和3年度～令和5年度（直近の3年度間）決算に係るキャッシュフロー計算書（作成している場合）	正本1部 副本1部
⑦東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）	正本1部 副本1部
⑧直近1年分の法人税および消費税（その1またはその3）、法人事業税の納税証明書	正本1部 副本1部
⑨企画提案書（様式4） ※追加資料（見積書等）を添付することは妨げない。	正本1部 副本8部

(5) 企画提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

(6) 企画提案書および添付する追加資料の作成方法

- ① A4判横書きとし、フォントサイズは11ポイント以上とする。
- ② 表紙および目次とページを付すこと。（表紙と目次にはページは不要。）

(7) 参加の辞退

参加申込書を提出した応募事業者について、その後の事情により参加を辞退する場合、参加辞退書（様式5）を令和6年10月9日（水）午後5時までに提出すること。

9-6 一次審査

参加資格を満たす応募事業者について、審査基準（別紙1）に基づき選定委員会による一次審査（提出資料に基づく書類審査）を実施する。

一次審査の結果、合計点の高い順に上位3事業者が二次審査に進む。

9-7 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

一次審査を経過した事業者について、審査基準（別紙1）に基づき選定委員会による二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を実施する。二次審査の評価が最も高い事業者を契約優先候補者とする。二次審査は令和6年11月13日（水）を予定。二次審査の詳細は、一次審査を経過した事業者に対して個別に通知する。

9-8 審査結果の通知

- (1) 一次審査 令和6年10月24日（木）頃までに応募事業者に対して個別の結果を電子メール

で通知し、書面で正式文書を発送する。

- (2) 二次審査 令和6年11月21日(木)頃までに二次審査参加事業者に対して個別の結果を電子メールで通知し、書面で正式文書を発送する。

10 契約優先候補者との協議

審査の結果、契約優先候補者となった事業者と練馬区職員互助会の協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、契約優先候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受ける等により参加資格を失った場合、もしくは虚偽の提案を行ったことが判明した場合は当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに契約優先候補者とするができる。

11 情報公開

本件の業者選定情報(提出書類含む)についての情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」(別紙2)を準用し取り扱うものとする。

12 その他事項

- (1) 参加申込、提案書等の作成、提出等に係る費用は応募事業者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の書類は返却しない。所定の保存年限経過後に廃棄とする。
- (3) 提出された提案書等の書類に以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
 - ア 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - イ 虚偽の記載をした場合
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (7) 業務の再委託は認めない。
- (8) 公益財団法人アイメイト協会による盲導犬養成のための実地訓練場所としてレストランを利用することを受け入れるものとする。
- (9) 毎年11月に2週間にわたり開催する練馬区職員互助会文芸作品展の期間中、壁面およびレストランの一角を利用して作品を展示することを受け入れるものとする。
- (10) 客席の約半分のスペースを休憩スペースとし、職員レストランを利用せずとも持ち込みによる飲食の利用を許可している。
- (11) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、別途協議により定める。

13 問い合わせ先・担当

練馬区職員互助会(総務部職員課福利厚生係内) 熊谷・小池・安斎
練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎6階
電話: 03-5984-1601 e-mail: SHOKUIN03@city.nerima.tokyo.jp